

- 3 【「代理人」】の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。  
 【代理人】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 【代理人】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】
- 4 「業務の承継を証明する書面」は、使用特例商標登録出願に係る指定役務に係る業務を承継したことを証する書面等とする。
- 5 その他は、様式第1の備考1から4まで、6、14、15及び26から29まで並びに様式第2の備考26と同様とする。

○経済産業省令第十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十四条及び第三十五条の規定に基づき、電気事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月二十六日

経済産業大臣 甘利 明

電気事業会計規則の一部を改正する省令

電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 費用勘定（第三十七条・第三十八条）」を「第五節 使用済燃料再処理等準備引当金  
 第六節 雑則（第三十九条）」を「第六節 費用勘定（第三十九条・第四十  
 第七節 雑則（第四十一条）」

勘定（第三十七条・第三十八条）」を「第四十条―第四十三条）」を「第四十一条―第四十五条）」、「第

四十四条・第四十五条）」を「第四十六条・第四十七条）」に改める。

第三条中「第五節」を「第七節」に改める。

第三十五条中「）第二十三条第四項に規定する再処理等をいう。以下、を「。以下、再処理等積立金法」という。第二十三条第四項に規定する再処理等であつて、具体的な計画を有するものに限る。次条において、に改める。

第四十五条中「第四十条」を「第四十二条」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十四条中「第四十条」を「第四十二条」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十三条を第四十五条とし、第四十二条を第四十四条とし、第四十一条を第四十三条とする。

第四十条中「第四十三条」を「第四十五条」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十九条を第四十一条とする。

第二章中第六節を第七節とする。

第三十八条を第四十条とし、第三十七条を第三十九条とする。

第二章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 使用済燃料再処理等準備引当金勘定

（積立て）

第三十七条 事業者は、毎事業年度において、使用済電力原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等（再処理等積立金法第二条第四項に規定する再処理等であつて、第三十五条に規定する再処理等以外のものをいう。）の実施に要する費用に充てるため、当該事業年度に積み立てるべき金額を算定し、その金額を使用済燃料再処理等準備引当金として積み立てなければならない。

（取崩し）

第三十八条 事業者は、前条の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等準備引当金について、

特別の理由がある場合を除き、当該使用済燃料再処理等準備引当金を取り崩してはならない。

別表第一の①の表中「第33条」を「第40条」に、「流動資産の部」を「流動負債」に改める。

別表第一の②の表中「料金及び」を「料金、」と改め、「よつて販売した新エネルギー等電気相当量の代金」の下に「及び一般電気事業者間において締結された契約（以下「地帯間原子力発電再処理等準備契約」という。）によつて支払われる原子力発電再処理等準備費用に係る金額」を「又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金」のトド」及び一般電気事業者との間で締結した契約（以下「他社原子力発電再処理等準備契約」という。）によつて支払われる原子力発電再処理等準備費用に係る金額」を加える。

別表第一の④の表中

「使用済燃料再処理等引当金」

「使用済燃料再処理等引当金」

「使用済燃料再処理等準備引当金」

「流動負債の部」を「流動負債」と改める。

別表第一の⑤の表中「料金及び」を「料金、」と改め、「地帯間電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金」のトド」及び地帯間原子力発電再処理等準備契約によつて支払う原子力発電再処理等準備費用に係る金額」を「の契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金」のトド」及び他社原子力発電再処理等準備契約によつて支払う原子力発電再処理等準備費用に係る金額」を加える。

別表第一の⑥の表中

「過水準準備引当金」

「過水準準備引当金」

「原子力発電工事債却準備引当金」

「核燃料減損額及び」を「核燃料減損額、」と改め、「（貸方）」のトド」及び濃縮関連費（ウラン濃縮施設の廃止措置の実施又は当該施設の運転に伴つて生じた廃棄物の処理及び処分に関する費用であつて、核燃料を購入し、又は当該核燃料の加工を受けた後に締結した費用負担に関する契約によつて支払うものをいう。以下同じ。）を加へ、

「使用済燃料再処理等費」

|                      |                |   |             |
|----------------------|----------------|---|-------------|
| 「使用済燃料再処理等引当金」       | 「使用済燃料再処理等費」   | 「使用済燃料再処理等費（再処理等費、再処理等費引当及び再処理等引当金取崩し（貸方）に区分して整理する。使用済燃料再処理等既発電費に整理されるものを除く。）及び使用済燃料再処理等既発電費（再処理等費引当（附則第2条の規定による平成17年度から平成31年度までの各事業年度に積み立てるべき使用済燃料再処理等引当金の金額に係るものに限る。）及び再処理等引当金取崩し（貸方）使用済核燃料再処理引当金に関する省令を廃止する省令（平成17年経済産業省令第83号）附則第2条の規定により各事業年度において取り崩すこととなる使用済核燃料再処理引当金の金額に係るものに限る。）に区分して整理する。）に区分して整理する。」 | を<br>に<br>を |
| 「使用済燃料再処理等準備引当金」     | 「使用済燃料再処理等費」   | 「使用済燃料再処理等費（再処理等費、再処理等費引当及び再処理等引当金取崩し（貸方）に区分して整理する。使用済燃料再処理等既発電費に整理されるものを除く。）及び使用済燃料再処理等既発電費（再処理等費引当（附則第2条の規定による平成17年度から平成31年度までの各事業年度に積み立てるべき使用済燃料再処理等引当金の金額に係るものに限る。）及び再処理等引当金取崩し（貸方）使用済核燃料再処理引当金に関する省令を廃止する省令（平成17年経済産業省令第83号）附則第2条の規定により各事業年度において取り崩すこととなる使用済核燃料再処理引当金の金額に係るものに限る。）に区分して整理する。）に区分して整理する。」 | を<br>に<br>を |
| 「流動負債の部」を「流動負債」と改める。 | 「使用済燃料再処理等準備費」 | 「使用済燃料再処理等準備費（再処理等準備費引当及び再処理等準備引当金取崩し（貸方）に区分して整理する。使用済燃料再処理等既発電準備費に整理されるものを除く。）及び使用済燃料再処理等既発電準備費（附則第2条の規定により使用済燃料再処理等準備引当金の金額に係るものに限る。）に区分して整理する。」  | を<br>に<br>を |